

町税の納税通知書を発送します

お知らせ

令和8年度の「軽自動車税」と「固定資産税」の納税通知書を発送します。軽自動車税は5月1日、固定資産税は5月8日に発送しますので、納期限までの納付をお願いします。

●軽自動車税

発送日 5月1日(金)

納期限 6月1日(月)

口座振替日 5月25日(月)

※内容をご確認いただき、納期限までの納付をお願いします。

※令和8年度より、口座振替分の領収書兼納税証明書の送付を廃止します。振替口座の通帳などで納税確認をお願いします。

※身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請することで、軽自動車税の減免を受けることができます。

この減免については普通車を含め1人1台に限ります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

●固定資産税

発送日 5月8日(金)

納期限 5・7・9・11月の各月末です

(月末が日曜日など休日にあたる場合はその翌日)

※納め忘れのないよう計画的に納付をお願いします



お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

退職後、国民年金の切り替えをお忘れなく!

お知らせ

【退職した時は国民年金への加入手続きを!】

4月は退職が多い時期です。退職後は、厚生年金から国民年金に切り替える手続きが必要です。退職後に手続きをしないと、未加入期間が生じ、もしもの時に障害年金や遺族年金がもらえないなど将来の年金に影響を与える可能性があります。

※任意継続健康保険に加入した場合も国民年金への切り替えが必要

※配偶者が退職し、社会保険の扶養から外れた場合も手続きが必要

●必要書類 退職した日が分かる書類、本人確認書類

【退職(失業)による特例免除制度をご利用ください!】

収入の減少や失業などにより、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方は、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除制度では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

●必要書類 雇用保険被保険者離職票の写し、または雇用保険受給資格者証など

【国民年金保険料 納付のご案内】

令和8年4月から令和9年3月分の国民年金保険料は、月額17,920円です。

日本年金機構から送られる納付書により、納付期限までに金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたはスマホ決済アプリで納めてください。

また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替などもあります。

【今年度の出張年金相談所のご案内】

●日 程 6月3日(水)・12月9日(水)

●場 所 四万十町役場西庁舎1階 会議室

※相談を希望される方は、事前に高知西年金事務所へ予約をお願いします

申請・お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717

※お問い合わせの際は、お手元に基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご用意ください。

町民課 ☎22-3117

大正町民生活課 ☎27-0112

十和町民生活課 ☎28-5112



一斉清掃と濁水対策で
四万十川をきれいに!

【四万十川一斉清掃】にご協力を!

日ごろの川の恵みに感謝し、清流と呼ばれる美しい川を取り戻すため、今年も実施します。

皆さまの積極的なご参加・ご協力をよろしくお願いいたします。

●日 時 4月19日(日)7:30~9:00

※小雨決行、雨天の場合は中止

\\詳細はコチラ/



春は四万十川が濁っている!?

今年も田植え作業の準備が町内各地で始まっています。

毎年、田植え作業を行う際には、四万十川の濁りを軽減するために「浅水代掻き」の実施をお願いしています。代掻き時期は毎年、春の観光シーズンと重なるため、増水してないにも関わらず、代掻きなどの農作業によって発生した濁水が四万十川に流出し、観光客の皆さまに「美しい四万十川」を見ていただけていない状況となっています。

また、川底に泥などが堆積することにより生態系への影響も危惧され、アユの遡上にも少なからず影響を与えていることから、清流保全に向けた取り組みが急務となっています。

「浅水代掻き」や「止水版の利用」にご協力を!

水を極力少なくして行う「浅水代掻き」は、濁水対策だけでなく、肥料成分の流出を防いだり、田面の凹凸が確認できることから、均一に泥寄せを行うこともできます。

また、田んぼから濁水や肥料成分が河川や排水路に流出しないよう「止水板」の利用も、濁水対策には有効です。

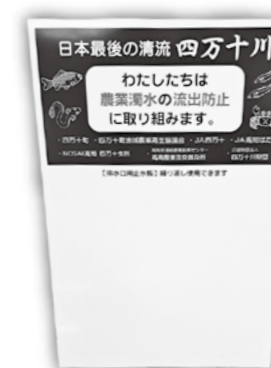
四万十川の環境保全に関わる業務は、これまで企画課四万十川振興室が行ってまいりましたが、今年度の組織改編により農林水産課へ引き継ぎます。

農林水産課では「止水板」の利用を推奨し、無料で配布していますので、ぜひご活用ください。

農業用資材の処分について!

依然として四万十川本流には漂着ビニールなどが目につき、景観が損なわれている状況があります。使用済みのハウス用ビニールについては、適切に処分・保管をお願いします。

四万十川の豊かな環境をより一層保全し、日本最後の清流として
後世に引き継いでいけるよう皆さまのご協力をお願いします。



止水板
(縦40cm×横30cm)

お問い合わせ先 農林水産課 ☎22-3113